



2020年 6月22日
第187号

JR 東労組 Yokohama

JR東労組横浜地本

発行人 助川一実

編集情宣担当

ホームページ

<http://www.jreu-yokohama1.jp/>



横地申
第38号

「新型コロナウイルス感染拡大防止対策」における 社員の安全を守り、お客さまに安心してご利用いただくための緊急申し入れ

この間「新型コロナウイルス」については、本部・本社間において継続的に議論を行い、感染防止の対策を確認してきました。運輸職場では、マスクや手袋の着用やこまめな手洗い、そしてお客さまに対して窓開け放送を行うなど感染拡大防止に努めてきています。また車両センターでは、車両の消毒を行い、お客さまに安心してご利用いただける車両の提供に努めています。営業職場では、接客の仕組みを工夫しながら社員・お客さまの感染拡大防止に努めてきています。しかしながら現在においても新型コロナウイルス収束の見通しはたっていません。

そのような中で6月より、各職場で車内や駅設備などの「除菌活動」が行われています。お客さまへ安心感を与えご利用いただく事は大切なことです。しかし、それ以上に重要なことは社員の安全です。「除菌活動」にあたっては、ウイルスはもとより使用する薬品などに対する知識をもち、装備や作業環境を整えなければ感染のリスクは高まります。社員は多くのお客さまと接するため、今でも感染の恐怖とたたかっています。社員を支える家族も同様です。お客さまの安心を得るために社員や家族に不安を与えてしまっては本末転倒です。勉強会や掲示等でしっかりと社員周知もされず「除菌活動」が開始されたため「私も消毒に行かなければならないのか」や「感染したらどうしよう」などの不安の声があがっています。

また、一部の職場では「お客さまへのアピール」とも言われており、本来の目的である感染拡大防止の観点から大きく乖離しています。新型コロナウイルスは社員の命を脅かすものであり、パフォーマンスによって社員の命が奪われることは決してあってはならないことです。「お客さまへのアピール」として活動を知っていただくならば、しっかりとした対策を講じた上で「TVCM」や「デジタルサイネージ」「車内広告」などの媒体を利用すべきです。

「除菌活動」を実施するのであれば対象者やルールを明確にし、教育や装備・環境をしっかり整えたうえで行わなければなりません。さらに会社が責任を持ち、リスク管理に努め、第2波・第3波に備えていくべきです。

あわせて今の職場環境を見ても、マスクの配布や消毒液、手洗い石鹸の設置でしかなく完全であるとは考えられません。非接触型体温計の配備や休憩室におけるテーブルの間仕切り設置など、さらに働く環境を整えていくことも重要です。

したがって、社員の安全を守り、お客さまに安心してご利用いただくために下記の通り申し入れますので真摯な回答と議論を要請します。

記

1. 職場ごとの「除菌活動」に至った経緯を明らかにするとともに、従事した際の感染や作業中のお客さまトラブル等について、責任の所在を明らかにすること。
2. 「除菌活動」における勤務認証を明らかにすること。
3. 「除菌活動」は、希望できない社員を無理に従事させず、不公平感や評価などの差別感を生み出さないこと。
4. 作業内容・対象列車・対象者を明確にして再度社員周知するとともに、ウイルスや使用する薬品等については十分な教育を行うこと。また、「除菌活動」を行う際は、有効な装備を準備すること。
5. 「除菌活動」の際に使用するのは「アルコール（エタノール）」とし、社員やお客さまの安全の観点および車両を傷める危険性を伴うことから「次亜塩素酸ナトリウム」は使用しないこと。また、社員やお客さまの安全の観点から「除菌活動」は入区列車を基本とし、走行列車では行わないこと。
6. 第2波・第3波が想定されることから、感染拡大防止のために、各職場に「非接触型体温計」の配備や「テーブルの間仕切り」を設置するなどの必要な対策を講じること。

以上

職場からの声をもとに緊急申し入れをしました。
早急に団体交渉を開催していきます！